


新	旧（委託契約約款）	備考	差分
 <p data-bbox="389 587 631 619">著作物使用料分配規程</p> <p data-bbox="367 842 654 874">平成 27 年 2 月 26 日届出</p> <p data-bbox="344 1257 676 1289">株式会社イーライセンス</p>		<p data-bbox="1765 204 1818 236">新設</p> <p data-bbox="1765 587 1818 619">新設</p> <p data-bbox="1765 842 1818 874">新設</p> <p data-bbox="1765 1273 1818 1305">新設</p>	<p data-bbox="2069 204 2123 236">追加</p> <p data-bbox="2069 587 2123 619">追加</p> <p data-bbox="2069 842 2123 874">追加</p> <p data-bbox="2069 1273 2123 1305">追加</p>

新	旧（委託契約約款）	備考	差分												
<p>第1条（目的） 本規程は、株式会社イーライセンス（以下「イーライセンス」という。）が、著作権を管理する著作物の使用に伴う対価として徴収した著作物使用料等（以下「使用料等」という。）に関して、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第3号の分配方法を定めることを目的とします。</p>		新設	追加												
<p>第2条（定義） 本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。 (1)「関係権利者」とは、一著作物に係る作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含みます）または音楽出版者をいいます。なお、補作者は、楽曲または歌詞の共同著作者とみなします。 (2)「著作権資料」とは、作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際連絡票、その他これらに準ずる著作権に係る関係権利者・分配率等を記載した資料をいいます。 (3)「分配対象使用料」とは、各分配期において分配の対象となる使用料をいいます。 (4)「分配対象著作物」とは、分配対象使用料の徴収対象となった著作物をいいます。 (5)「曲別使用料」とは、一著作物ごとに金額を算定し、徴収する使用料をいいます。 (6)「包括使用料」とは、曲別使用料以外の方法で金額を算定し、徴収する使用料をいいます。</p>		新設 重要な文言の定義を記載	追加												
<p>第3条（使用料の分配） 1.イーライセンスは、委託者の指定により、委託者または委託者の指定した者に対して、利用者から徴収した使用料から管理委託契約約款第6条に定める管理手数料を控除した額を、分配するものとします。 2.イーライセンスは、著作物利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体等から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとします。 3.分配期及び各分配期において分配の対象となる使用料は、下表1のとおりとします。ただし、録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料に関する分配期及び各分配期において分配の対象となる使用料は、下表2のとおりとします。 【表1】</p> <table border="1" data-bbox="203 1209 913 1353"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料（徴収期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table>	分配期	分配対象使用料（徴収期間）	6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料	9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料	<p>（使用料の分配） 第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。 なお、甲は、著作権利用許諾契約書、利用者から提出される著作物の利用明細報告書、外国著作権管理団体から送付される分配明細書、その他これらに準ずる著作権の利用状況を記載した資料に基づき、分配する使用料を算出するものとする。 2 分配期及び分配対象の使用料（各分配期において分配の対象となる使用料）は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="981 1209 1680 1353"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>分配対象使用料（徴収期間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>1月1日から3月末日までに徴収した使用料</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>4月1日から6月末日までに徴収した使用料</td> </tr> </tbody> </table>	分配期	分配対象使用料（徴収期間）	6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料	9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料	<p>甲乙表記から変更 委託者または委託者の指定した者どちらかに分配を行う為変更 より適切な表現に変更</p>	<p>修正 修正 修正</p>
分配期	分配対象使用料（徴収期間）														
6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料														
9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料														
分配期	分配対象使用料（徴収期間）														
6月	1月1日から3月末日までに徴収した使用料														
9月	4月1日から6月末日までに徴収した使用料														

新		旧（委託契約約款）		備考	差分
1 2月	7月1日から9月末日までに徴収した使用料	1 2月	7月1日から9月末日までに徴収した使用料		
3月	1 0月1日から1 2月末日までに徴収した使用料	3月	1 0月1日から1 2月末日までに徴収した使用料		
【表2】				新第5条へ移行	削除
分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料（使用期間）	分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る使用料（使用期間）		
6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	6月	1月1日から3月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料		
9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	9月	4月1日から6月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料		
1 2月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	1 2月	7月1日から9月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料		
3月	1 0月1日から1 2月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料	3月	1 0月1日から1 2月末日までの期間に録音使用された著作物に係る使用料		
<p>4.前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額が3,000円（税別）に満たない場合は、イーライセンスは、次期以降の分配金と合算して関係権利者へ分配することができるものとします。</p> <p>5.イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項により分配することが困難な場合は、その使用状況等を参酌し、別途に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めるものとします。</p>		<p>3 前項の規定にかかわらず、各分配期における使用料の分配額（税抜）が、3,000円に満たない場合は、甲は、次期以降の分配金と合算して乙へ分配することができる。</p> <p>4 分配対象著作物は、分配対象使用料の徴収対象となった著作物とする。</p> <p>5 著作物の使用状況等から前4項により難しい場合は、その使用状況等を参酌し、別に分配計算方法、分配期、分配対象著作物等を定めることができる。</p>			
<p>第4条（分配率） 各著作物の著作権者及び関係権利者に対する使用料の分配は、作品届提出時に、委託者が届出した分配率に従うものとします。</p>		<p>（分配率） 第13条 各著作物の著作権者及び関係権利者に対する使用料の分配は、作品届提出時に、乙が届出した分配率に従うものとする。</p>			
<p>第5条（分配の対象者） イーライセンスは、使用された管理著作物の関係権利者に対して、当該使用に係る使用料を分配するものとします。</p>				新設 旧第3条4項から移行	追加
<p>第6条（関係権利者の確定基準日） 1.関係権利者の確定基準日は、下表1のとおりとし、イーライセンスは、各分配期の確定基準日における権利者に対して使用料を分配するものとします。ただし、録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る使用料に関する分配期及び各分配期にお</p>		<p>（関係権利者の確定基準日） 第11条 関係権利者（作曲者、作詞者、編曲者、訳詞者（これらの者の著作権の承継者を含む）又は音楽出版者。なお、補作者は、楽曲又は歌詞の共同著作者とみなす）の確定基準日は、下表のとおりとし、甲は、各分配期の確定基準日における権利者に分配する。</p>		新第2条に移行為の、削除 録音使用について年間の	削除 追加

新	旧（委託契約約款）	備考	差分																														
<p>いて分配の対象となる使用料は、下表2のとおりとします。</p> <p>【表1】</p> <table border="1" data-bbox="145 204 904 446"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表2】</p> <table border="1" data-bbox="145 509 911 798"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>9月30日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.関係権利者は、その確定基準日の10日前までに提出された著作権資料に記載されている権利者をもって確定するものとします。</p>	分配期	関係権利者の確定基準日	6月	12月31日	9月	3月31日	12月	6月30日	3月	9月30日	分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る関係権利者の確定基準日	6月	3月31日	9月	6月30日	12月	9月30日	3月	12月31日	<table border="1" data-bbox="976 204 1662 446"> <thead> <tr> <th>分配期</th> <th>関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>12月31日</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>6月30日</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 関係権利者は、その確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（作品届、編曲届、訳詞届、補作届、国際連絡票、その他これらに準ずる著作権に係る関係権利者・分配率等を記載した資料）に記載されている権利者をもって、確定する。 ただし、著作権資料がない場合においても、甲が関係権利者として認めることのできた者は、関係権利者として確定することができる。 3 著作権資料がないなどの理由により、甲が確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、甲は、使用料の分配を保留する。</p>	分配期	関係権利者の確定基準日	6月	12月31日	9月	3月31日	12月	6月30日	3月	9月30日	<p>許諾契約を締結したレコード及びビデオグラムに係る関係権利者の確定基準日を追加</p> <p>新第2条に移行為、削除</p> <p>運用上事例が無く不要の為、削除</p>	<p></p> <p>削除</p> <p>削除</p>
分配期	関係権利者の確定基準日																																
6月	12月31日																																
9月	3月31日																																
12月	6月30日																																
3月	9月30日																																
分配期	録音使用について年間の許諾契約を締結したオーディオ及びビデオグラムに係る関係権利者の確定基準日																																
6月	3月31日																																
9月	6月30日																																
12月	9月30日																																
3月	12月31日																																
分配期	関係権利者の確定基準日																																
6月	12月31日																																
9月	3月31日																																
12月	6月30日																																
3月	9月30日																																
<p>第7条（分配調整）</p> <p>1.関係権利者に対し、使用料等の過剰分配（本来分配すべき分配額を超える額の分配をいいます。）が生じたことが判明した場合、イーライセンスは、当該関係権利者に対して当該使用料等の返金を求めることができ、関係権利者はこれに応じるものとします。なお、イーライセンスは、当該関係権利者に通知の上、次期分配の際に、その分配額から過剰分配額を控除することができるものとします。</p> <p>2.関係権利者に対し、使用料の過少分配（本来分配すべき分配額を下回る</p>		<p>新設 分配調整事例に対応する為、明文化</p>	<p>追加</p>																														

新	旧（委託契約約款）	備考	差分
<p>額の分配をいいます。）が生じたことが判明した場合、イーライセンスは当該分配にかかる関係権利者に対して、その旨を通知した上で、使用料の分配の際に、その使用料に過少分配額を追加して分配することができるものとします。</p>			
<p>第8条（分配計算方法） 以下の各号に掲げる使用料の各著作物に対する使用料等の分配は、イーライセンスが当該利用について徴収した使用料等から、「管理委託契約約款」第6条に定める管理手数料を控除した額とします。</p> <p>(1) オーディオに関する使用料 (2) ビデオグラムに関する使用料 (3) ゲームソフトに関する使用料 (4) 映画録音に関する使用料 (5) コマーシャル送信用録音に関する使用料 (6) 出版に関する使用料</p>	<p>（使用料の分配） 第10条 甲は、乙の指定により、乙又は乙の指定した者あるいはその双方に対して、徴収した使用料から第6条の管理手数料を控除した額を、分配する。</p>	<p>より適切な表現に変更</p>	<p>修正</p>
<p>第9条（インタラクティブ配信使用料の分配計算方法） 1.インタラクティブ配信にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、リクエスト回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。</p> <p>(1) 曲別使用料（なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。）</p> <p style="text-align: center;">1曲1リクエスト当りの単価 × 当該著作物のリクエスト回数</p> <p>(2) 包括使用料（(1)によることができないもの。）</p> <p style="text-align: center;">包括使用料 × $\frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$</p> <p>2.イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。</p>	<p>（インタラクティブ配信使用料の分配計算方法） 第12条 インタラクティブ配信の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p> <p>(1) 曲別使用料（なお、ダウンロード形式、ストリーム形式を問わず、1曲1リクエスト当りの単価に総リクエスト回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるものをいう。）</p> <p style="text-align: center;">1曲1リクエスト当りの単価 × 当該著作物のリクエスト回数</p> <p>(2) 包括使用料（(1)によることができないもの）</p> <p style="text-align: center;">包括使用料 × $\frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$ リクエスト回数の報告がない場合は、次項の定めによる。</p> <p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p>	<p>記載位置変更</p> <p>より適切な表現に変更</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>第10条（放送・有線放送に関する使用料の分配計算方法） 1.放送・有線放送にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。</p> <p>(1) 曲別使用料（1曲1回の利用につき、利用単価に利用回数乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算</p>		<p>新設 徴収方法の変更に伴い、より詳細な計算方法を記載</p>	<p>追加</p>

新	旧（委託契約約款）	備考	差分
<p>出できるもの。)</p> <p>1 曲 1 回当りの単価 × 当該著作物の利用回数</p> <p>(2) 包括使用料 ((1) によることができないもの。)</p> <p>包括使用料 × $\frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$</p> <p>2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。</p>			
<p>第 11 条（貸与使用料の分配計算方法）</p> <p>1. 貸与にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次の各号に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。</p> <p>(1) 曲別使用料（1 曲 1 回の利用につき、利用単価に利用回数を乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。)</p> <p>1 曲 1 回当りの単価 × 当該著作物の利用回数</p> <p>(2) 包括使用料 ((1) によることができないもの。)</p> <p>包括使用料 × $\frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$</p> <p>2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。</p>	<p>(貸与使用料の分配計算方法)</p> <p>第 12 条の 2 貸与の各著作物に対する分配は、下記計算式のとおり、分配対象（包括的利用許諾契約毎、又は商業用レコード毎）となる貸与使用料を、分配対象となる全ての著作物の分配点数の和で除したものに、当該著作物の分配点数を乗じた額とする。</p> $\text{各著作物に対する分配額} = \frac{\text{分配対象となる貸与使用料}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{当該著作物の分配点数}$ <p>2 著作物分配点数の計算は、以下のとおりとする。 著作物分配点数 = 使用時間点数 (5 分まで 1 点、その後も同様とする) × 使用回数</p> <p>3 著作物の使用状況、報告方式等から、前 2 項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p>	<p>徴収方法の変更に伴い、計算方法を変更</p> <p>より適切な表現に変更</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>
<p>第 12 条（業務用通信カラオケ使用料の分配計算方法）</p> <p>1. 業務用通信カラオケにかかる使用料の各著作物に対する分配は、次に掲げる算式のとおりとします。なお、算式における「業務用通信カラオケ使用料の合計額」とは、基本使用料及び利用単位使用料の合計額とします。</p>	<p>(業務用通信カラオケ使用料の分配計算方法)</p> <p>第 12 条の 3 業務用通信カラオケの各著作物に対する分配は、分配対象となる業務用通信カラオケ使用料（基本使用料及び利用単位使用料の和）を次の各号に掲げる算式により算出し、分配する。</p>	<p>より適切な表現に変更</p>	<p>修正</p>

新	旧（委託契約約款）	備考	差分
<p>業務用通信カラオケ使用料の合計額 $\times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$</p> <p>2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。</p>	<p>業務用通信カラオケ使用料 $\times \frac{\text{当該著作物のリクエスト回数}}{\text{総リクエスト回数}}$</p> <p>2 著作物の使用状況等から、前項により難しい場合は、甲は、別の分配計算を定めることができる。</p>	より適切な表現に変更	修正
<p>第13条（演奏に関する分配計算方法）</p> <p>1. 演奏にかかる使用料の各著作物に対する分配は、次に掲げる算式のとおりとします。なお、利用回数の報告がない場合は、次項の定めによるものとします。</p> <p>(1) 曲別使用料（1曲1回の利用につき、利用単価に利用回数乗じて、著作物単位に請求額を算出できるもの、その他著作物単位に請求額を算出できるもの。）</p> <p style="text-align: center;">1曲1回当りの単価 \times 当該著作物の利用回数</p> <p>(2) 包括使用料（(1)によることのできないもの。）</p> <p style="text-align: center;">包括使用料 $\times \frac{\text{当該著作物の利用回数}}{\text{総利用回数}}$</p> <p>2. イーライセンスは、著作物の使用状況等から、前項による分配が困難である場合は、別途合理的な分配計算を定めることができるものとします。</p>		新規支分権の参入に伴い 新設	追加
<p>第14条（私的録音補償金の分配）</p> <p>イーライセンスは、著作権法第104条の2の指定管理団体が分配する私的録音補償金を受領した場合には、受領した額から10%以内でイーライセンスが定める管理手数料を控除した額を、別に定める私的録音補償金分配規程に基づき分配するものとします。</p>	<p>（私的録音補償金の分配）</p> <p>第10条の2 甲は、第3条第2項に定める私的録音補償金を受領した場合には、受領した額から10パーセント以内で甲が定める管理手数料を控除した額を、別に定める私的録音補償金分配規程に基づき分配するものとする。</p>	より適切な表現に変更	修正
<p>附則 本約款は、平成27年4月1日より施行します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		附則追加	追加